

## 1 本論文の持つ意義

### ① テーマ設定のタイムリーさ

・改正貸金業法(2006年12月20日)公布に伴う多重債務問題改善プログラム(2007年4月20日)の策定、同プログラムにおいて生活福祉資金貸付制度は既存の消費者向け「セーフティネット貸付」として位置づけられた。同プログラムをうけて2009年10月、改正によって新設された総合支援資金貸付件数の急増は新聞でも取り上げられている(P.2脚注)

### ② 資料入手が困難な中、現場との信頼関係を築いて行われたヒアリング調査をはじめとする資料収集

・事業実施主体によって全国的な資金別貸付件数・金額、利用者の収入等の属性が公開されていないため、資料へのアクセスが困難な状況にある

### ③ 生活福祉資金貸付制度の理論的背景を議論しようとした試み

・P.10「制度は低所得者への貸付という稀な福祉施策でありながら、その役割や適切な貸付対象を定義する理論的背景が十分に議論されてきたとは言い難い」  
…そもそも「福祉貸付制度とは何か」について今まで議論が深まらなかったことが、なぜ社会福祉協議会が貸付業務を行うのか等の混乱を生じさせているのではないか

### ④ 先行研究のレビューの広範さ

・但し、2009年事業改正後の文献については、佐藤順子『新しい「セーフティネット貸付」は機能するか—多重債務問題改善プログラムと生活福祉資金貸付制度の改正』貸金と社会保障 NO.1512号 旬報社 2010年4月および佐藤順子『公的セーフティネット貸付の新たな課題』消費者法ニュース 85号 2010年10月を参照されたい。

## 2 本論文の成果—特にヒアリング調査結果について

ヒアリング調査は、担当者に対して「最近の状況」「周知・連携方法」「利用者について」「貸付時のポイント」「貸付決定後の相談支援」「現行制度について」に関してなされた当を得た構成である。調査結果からは制度改正後の相談件数が増加する中での現場職員の声が収集されている。ヒアリングでは主に以下の実態、すなわち、

①償還業務まで手が回らない相談件数の急増②職員体制の不十分さ③ハローワーク等との業務の相互理解による他機関との連絡関係の深まり④ワンストップサービスの成果と限界⑤若年層からの相談の増加⑥すでに生活が成立っていなかったり、債務を抱えていたり、精神的に不安定な状態の相談者の存在⑦世帯にとって貸付がよい結果を生むかどうかを貸

付基準としている社協の存在⑧相談者の生活上の困難を把握しようとする担当者の姿⑨社協による制度周知への努力⑩借受人の転出等に伴って債権管理が全国レベルでなされていないこと等が浮き彫りにされた

### 3 コメントと質問

#### ① 生活保護法と生活福祉資金貸付制度の関係について

- ・ p.7「不動産担保型生活資金は生活保護の『一步手前』と称することが最も適切な資金」という認識について

…室住(2008)が要保護世帯向け長期生活支援資金は保護の適正化を目的としていると指摘したとおり、居住用家屋・土地を対象とする要保護世帯向け不動産担保型資金では貸付基準が非要保護世帯向け(一般向け)不動産担保型資金と比べて貸付要件が低位(利用しやすい条件)に設定されている。これは65歳以上の持ち家のある保護相談者を貸付に誘導し、保護受給抑制の効果を期待するものではないか。なお、自治体によっては住居用土地・家屋を所有する生活保護受給世帯に対して当資金の利用を推奨し、保護停止に至っている世帯もある。

#### ② 生活福祉資金貸付制度に対する認識について

- ・ p.36「今般の制度改正がもたらしたものは、生活困窮度が高く生活福祉資金貸付制度の対象とならない場合に、最後のセーフティネットである生活保護によって受けとめられるという了解が崩れてしまう可能性がある」との指摘は、本論の帰結から妥当であると考えるが、さらなる例証、可能であれば生活保護相談票の分析や総合支援資金の借受人が生活保護受給に至ったかどうか等の量的調査が必要であろう。

#### ③ 福祉貸付という支援手段について

p.38「『貸付』という手段を社会福祉における他の支援手段との比較で考える時には、もし返済できなかつたとしても認められる意義もおそらくあるだろう」との指摘について

…ここで言う「他の支援手段」は何を指しているか示されたい。

### 最後に

生活福祉資金貸付事業についての研究は、特に経済学の視点からの先行研究が乏しい。また、他国に例を見ない制度であることから国際比較対照研究も困難である。論者が指摘しているように、「民間の金融機関では貸付を受けられず、かつ償還の見込みがたてられるという非常に限定された範囲の対象者(p.33)」を捕捉することの困難さは、無担保無保証消費者向け金融業の市場規模がそれを物語っていると言えよう。今後の研究課題として論点を3点挙げたい。1点目は事業独自の信用保証制度の創設、2点目は、貸付窓口と償還指導が分離されており、また、債権管理が困難な状況から、償還システムの構築についての議論、3点目は、貸付が相談者の生活再建の支援手段となるために必要な条件とは何かについての議論である。論者のさらなる実証的な調査研究を期待するものである。